

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 9 日

岩手県公安委員会

委員長 藤 原 博

岩手県公安委員会規則第 3 号

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

岩手県警察組織規則（昭和 49 年岩手県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(総務課)</p> <p>第 3 条 総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 報道に関すること。</u></p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p>(県民課)</p> <p>第 4 条の 2 県民課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p>第 10 条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の施行及び風俗関係事犯の取締りに関すること。</p> <p>(10)～(16) [略]</p> <p>(少年課)</p> <p>第 12 条 少年課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 少年非行の防止に関すること。</p> <p><u>(2)</u> [略]</p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p>(課の内部組織)</p>	<p>(総務課)</p> <p>第 3 条 総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p>(県民課)</p> <p>第 4 条の 2 県民課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) 報道に関すること。</u></p> <p><u>(9)</u> [略]</p> <p><u>(10)</u> [略]</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p>第 10 条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の施行 <u>(少年課の所掌に属するものを除く。)</u> 及び風俗関係事犯の取締りに関すること。</p> <p>(10)～(16) [略]</p> <p>(少年課)</p> <p>第 12 条 少年課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 少年非行の防止に関する <u>企画及び対策に関すること。</u></p> <p><u>(2) 少年補導員及び少年指導委員に関すること。</u></p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p>(課の内部組織)</p>

第31条 警察本部（以下「本部」という。）の課の内部組織として、次の表に掲げる組織を置く。

課	内部組織
[略]	
情報管理課	[略]
地域課	[略]
[略]	

2 [略]  
（指導監査室長）

第37条の2 [略]

別表（第44条関係）

1 交番の名称及び位置

警察署名	名称	位置
盛岡東警察署	[略]	
	仙北町交番	盛岡市南仙北二丁目
	[略]	
[略]		

2 駐在所の名称及び位置

警察署名	名称	位置
[略]		
盛岡西警察署	[略]	
	大釜駐在所	[略]
	御明神駐在所	岩手郡雫石町上野
	御所駐在所	[略]
	[略]	
[略]		
大船渡警察署	[略]	
	矢作駐在所	[略]
	横田駐在所	陸前高田市横田町
[略]		
釜石警察署	[略]	
	小佐野駐在所	[略]
	大橋駐在所	釜石市甲子町

第31条 警察本部（以下「本部」という。）の課の内部組織として、次の表に掲げる組織を置く。

課	内部組織
[略]	
情報管理課	[略]
生活安全企画課	安全・安心まちづくり推進室
地域課	[略]
[略]	

2 [略]  
（指導監査室長）

第37条の2 [略]

（安全・安心まちづくり推進室長）

第37条の3 生活安全部生活安全企画課に安全・安心まちづくり推進室長を置き、警視たる警察官をもって充てる。

2 安全・安心まちづくり推進室長は、上司の命を受け、犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏及び犯罪の予防に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

別表（第44条関係）

1 交番の名称及び位置

警察署名	名称	位置
盛岡東警察署	[略]	
	仙北町交番	盛岡市仙北三丁目
	[略]	
[略]		

2 駐在所の名称及び位置

警察署名	名称	位置
[略]		
盛岡西警察署	[略]	
	大釜駐在所	[略]
	御所駐在所	[略]
	[略]	
[略]		
大船渡警察署	[略]	
	矢作駐在所	[略]
[略]		
釜石警察署	[略]	
	小佐野駐在所	[略]

	甲子駐在所	[略]
	松倉駐在所	<u>釜石市甲子町</u>
	鶴住居駐在所	[略]
	[略]	
宮古警察署	[略]	
	茂市駐在所	[略]
	刈屋駐在所	<u>宮古市刈屋</u>
	川井駐在所	[略]
	[略]	
[略]		

3 [略]

	甲子駐在所	[略]
	鶴住居駐在所	[略]
	[略]	
宮古警察署	[略]	
	新里駐在所	[略]
	川井駐在所	[略]
	[略]	
	[略]	

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成 19 年 3 月 12 日から施行する。